

## 死亡届 に関連するおもな手続き

| 亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください |   | 手続き   | 必要なもの   | 受付窓口                        |
|----------------------------|---|---|---|-----------------------------|
| 亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること  |   |   |   |                             |
| 保険<br>年金                   | A. 国民健康保険に加入している（74歳以下）<br>または世帯員が国民健康保険に加入している<br>世帯主      | 資格確認書の返還<br>世帯主変更（必要な場合）                      | ・故人の資格確認書<br>・届出者の本人確認書類<br>・委任状（代理の場合）   | 町民保健課 国保年金係<br>（1階 ③番窓口）    |
|                            | B. 後期高齢者医療制度に加入している（75歳以上）<br>または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入し<br>ている | 資格確認書の返還<br>送付先の設定                            | ・故人の資格確認書   |                             |
|                            | A<br>→葬祭を行った場合  | 葬祭費の支給申請および<br>相続人の確認                         | ・振込先の口座が確認できるもの<br>・葬儀の領収書または会葬礼状<br>・故人と法定相続人との関係が分かる<br>書類（戸籍謄本のコピー等）<br>・印鑑（認めて可）                                    |                             |
|                            | B<br>→各種認定証を持っている場合   |   | ・振込先の口座が確認できるもの<br>・斎場（火葬）使用料領収書または<br>会葬礼状<br>・印鑑（認めて可）  |                             |
|                            | A・B共通   | 各種認定証などの返却<br>（該当する方のみ）                       | ・限度額適用認定・標準負担額減額認定証<br>・特定疾病療養受療証<br>・はり・きゅう施術利用者証 など   |                             |
| 国民年金を受給している                | 未支給年金/未支払給付金の請求<br>死亡の届出<br>遺族年金の申請                         | 受付窓口でお尋ねください                                  |   |                             |
| 国民年金（1号）に加入している            | 寡婦年金の申請<br>死亡一時金の請求<br>遺族年金の申請                              | 受付窓口でお尋ねください                                  |   |                             |
| 障がい                        | 障がいの手帳を持っている  | 手帳の返還等の手続き                                    | 受付窓口でお尋ねください  | 福祉課 社会福祉係<br>（1階 ⑥番窓口）      |
|                            | 特別児童扶養手当<br>障害児福祉手当<br>特別障害者手当<br>を受給している                   | 振込口座の変更等の手続き                                  |   |                             |
|                            | 経過的福祉手当を受給している  | 資格喪失等の手続き                                     |   |                             |
|                            | 自立支援医療費助成を受けている<br>（精神通院、更生医療、育成医療）                         | 資格者証の返還等の手続き                                  |   |                             |
| 子ども                        | 児童手当を受給している<br>児童扶養手当を受給している                                | 受給資格の変更等の手続き                                  | 受付窓口でお尋ねください  | 福祉課 児童福祉係<br>（1階 ⑥番窓口）      |
|                            | 養育医療費助成を受けている   | 資格者証の返還等の手続き                                  |   | 健康管理センター                    |
| その他                        | 保育園等に入園してい<br>る園児がいる  | 園児が亡くなったとき<br>世帯員が亡くなったとき                     | 園に連絡している場合は、手続きは不要です<br>支給認定内容の変更   | 福祉課 児童福祉係<br>（1階 ⑥番窓口）      |
|                            | 寡婦医療費助成を受けている   | 資格者証の返還等の手続き                                  | 受付窓口でお尋ねください  |                             |
| 高齢                         | 65歳以上の方<br>または40歳以上64歳以下で介護保険の資格を有し<br>ていた方                 | 還付請求<br>送付先の変更<br>高額介護サービス費等給付費の申請<br>（該当者のみ） | ・被保険者証または資格者証<br>・相続人代表者の口座が確認できるもの<br>・被相続人と相続人代表者の関係が分か<br>る書類の写し（戸籍謄本等）<br>・負担割合証<br>・負担限度額認定証<br>・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 | 高齢者支援課 介護高齢者係<br>（1階 ⑦番窓口）  |
|                            | 寝たきり老人等介護手当を受給している方<br>介護用品支給（助成）を受けている方                    | 資格喪失の手続き                                      |   | 高齢者支援課 地域包括支援係<br>（1階 ⑦番窓口） |

## 亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

| 税<br>料金                                     | 納税相談                   | 必要なもの  | 受付窓口  |
|---|------------------------|--|---|
| 町県民税、軽自動車税、固定資産税に未納がある                      | 納税相談                   |  | 税務財政課 特別収納対策係<br>（1階 ⑤番窓口）  |
| 町県民税、軽自動車税が課税されている                          | 町県民税等に関する書類の送付先の<br>指定 |  | 税務財政課 住民税係<br>（1階 ⑤番窓口）   |
| 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車<br>（農耕用・その他）を持っている | 名義変更または廃車              | ナンバープレート（廃車の場合）<br>※軽自動車については軽自動車検査協会<br>宮崎事務所、125ccを超えるバイクに<br>ついては九州運輸局宮崎運輸支局での<br>手続きが必要です。 | 税務財政課 住民税係<br>（1階 ⑤番窓口）<br>軽自動車検査協会宮崎事務所<br>050-3816-1760<br>九州運輸局宮崎運輸支局<br>050-5540-2088 |
| 固定資産を持っている<br>（土地、家屋、償却資産）                  | 単独名義<br>共有名義（代表者）      | 相続人代表者の指定届<br>共有代表者の変更届  | 税務財政課 資産税係<br>（1階 ⑤番窓口）   |
| 他者名義の固定資産税に係る書類等の送付先に<br>なっている              | 固定資産税納税通知書等の送付先<br>変更届 |  |   |
| 他者名義の固定資産の相続人代表者になっている                      | 相続人代表者の変更届             |  |   |
| 未登記家屋を持っている                                 | 未登記家屋所有者の変更届           | 受付窓口でお尋ねください   |   |
| 上下水道の契約者となっている                              | 使用中止、名義変更、送付先変更        |  | 環境水道課 上下水道係<br>（2階 ④番窓口）  |

| その他                | 印鑑登録証の返還    | 必要なもの  | 受付窓口                     |
|--------------------|-------------|--|--------------------------|
| 印鑑登録をしている          | 印鑑登録証の返還    |  | 町民保健課 戸籍住民係<br>（1階 ③番窓口） |
| マイナンバーカードを持っている    | なし（返還も不要）   |  |                          |
| 町営墓地を使用している        | 使用权の承継      | ・承継人の住民票<br>（本籍・続柄のあるもの）<br>※承継人が町内在住者の場合は不要<br>・承継人と故人の関係が確認できる書類<br>（戸籍謄本など） | 環境水道課 環境保全係<br>（2階 ④番窓口） |
| 町営墓地の使用を希望する       | 墓地使用の相談     |  |                          |
| 犬を飼っている            | 犬の登録事項変更    | ・犬の登録鑑札  |                          |
| 町営住宅に入居している        | 退去の届出など     | 受付窓口でお尋ねください   | 都市整備課 建築係<br>（2階 ③番窓口）   |
| 地域森林計画の対象森林を所有している | 森林の土地の所有者届出 | 相続人による手続きが必要<br>・森林の土地の位置を示す地図<br>・登記事項証明書等、土地の権利を取得<br>したことが確認できる書類           | 農業振興課 農林整備係<br>（3階 ③番窓口） |

|     |                                  |          |  |                          |
|-----|----------------------------------|----------|--|--------------------------|
| その他 | 農地を持っている                         | 農地の相続    | ・権利移動が確認できる書類<br>(登記識別情報通知等の写し)<br>※法務局での相続登記が完了した後の<br>手続きです。 | 農業振興課 農業委員会<br>(3階 ③番窓口) |
|     | 宮崎県農業振興公社(中間管理機構)に<br>農地を貸付している  | 貸貸人変更の申出 | ・貸貸料振込口座の確認できるもの<br>・届出者の印鑑                                    |                          |
|     | 宮崎県農業振興公社(中間管理機構)から<br>農地を借受している | 賃借人変更の申出 | ・賃借料引落し口座の確認できるもの<br>・銀行の届出印<br>・口座振替依頼書(3枚複写)<br>・届出者の印鑑      |                          |

|                        |     |       |      |
|------------------------|-----|-------|------|
| ご家族があてはまるものについてご確認ください | 手続き | 必要なもの | 受付窓口 |
|------------------------|-----|-------|------|

ご家族に関する届出・申請

|          |                               |  |  |                          |
|----------|-------------------------------|--|--|--------------------------|
| 住所<br>戸籍 | 故人が世帯主で、残る世帯員が二人以上の場合         | 世帯主変更届出  |  | 町民保健課 戸籍住民係<br>(1階 ③番窓口) |
|          | 健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入<br>する方 | 国民健康保険の加入(74歳以下)<br>※資格喪失日から原則14日以内<br>国民年金の加入<br>(20歳~59歳までの配偶者)<br>※資格喪失日から原則14日以内 | ・加入していた健康保険の資格喪失証<br>明書<br>・加入する方のマイナンバーカード<br>・届出者の本人確認書類<br>・委任状(世帯主以外の方が申請する<br>場合) | 町民保健課 国保年金係<br>(1階 ③番窓口) |
| 保険<br>年金 | 国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方         | 世帯主変更  | ・世帯員の資格確認書または資格情報<br>のお知らせ<br>・届出者の本人確認書類<br>・委任状(世帯主以外の方が申請する<br>場合)                  |                          |
|          | 受けられる年金給付がないか、確認と相談           | ・遺族基礎年金<br>(子のある妻、または子)<br>・国民年金寡婦年金<br>(60歳~64歳の妻)<br>・国民年金死亡一時金 など                 | 受付窓口でお尋ねください   | 町民保健課 国保年金係<br>(1階 ③番窓口) |
| 子ども      | お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、<br>相談 | ひとり親家庭等医療費助成   | ご家庭の状況により利用できる制度や必要<br>なものがありますので、受付窓口でお尋<br>ねください                                     | 福祉課 児童福祉係<br>(1階 ⑥番窓口)   |
|          |                               | 児童扶養手当   |  |                          |
|          |                               | 保育園  |  |                          |

# 三股町役場

〒889-1995  
宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

町役場代表電話  
0986-52-1111

受付時間 9:00~12:00  
13:00~16:00  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

## 手続きチェックシート

# おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます

忘れずにお持ちください

### 死亡届

死亡の事実を知った日から**7日以内**に届出してください

- 死亡届の届出人は、
  1. 親族(6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族)
  2. 同居者
  3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています
- 窓口に来られる方は、葬祭事業者など使用者でも構いません
- 届出に必要なもの
  - ・死亡届と死亡診断書(死体検案書)  
(届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています)
  - ・斎場使用料 ※亡くなられた方の死亡時の住所で異なります

### 火葬許可証・斎場利用許可書

斎場に火葬許可証および斎場利用許可書を必ずお持ちください  
火葬許可証と一緒に「おくやみハンドブック」をお渡しします

### 死亡に関連する各種手続き

町役場総務課の「おくやみ窓口」へお越しください  
※事前に「おくやみハンドブック」で手続きに必要なものをご確認ください

### 「おくやみ窓口」の案内

- ・おくやみ窓口は、ご遺族からの聞き取りなどを通して、亡くなった方に関する町役場内での手続きを案内する窓口です
- ・各課の手続き案内書と申請書をまとめて作成してお渡ししますので、該当する担当課窓口でお手続きをお願いします

### 必要なもの

#### <本人確認書類>

町役場で手続きの際は、手続きされる方の本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの>

- 1点で本人確認できるもの
  - ・マイナンバーカード
  - ・運転免許証
  - ・障害者手帳 など

- 確認に2点が必要なもの
  - ・資格確認書
  - ・年金手帳
  - ・介護保険証
  - ・顔写真付きの社員証
  - ・学生証 など

#### <金融機関口座(ご遺族の方名義)>

- ・通帳またはキャッシュカード

各窓口で後期高齢者医療保険料や介護保険料などの還付金が発生した場合、振り込み先の金融機関口座を確認します